

2012年7月3日 全8頁

6月日銀短観から読み解く企業の資金繰り

全体的に資金繰り環境は改善、中小企業金融支援策はいよいよ縮小か

金融調査部
太田珠美

[要約]

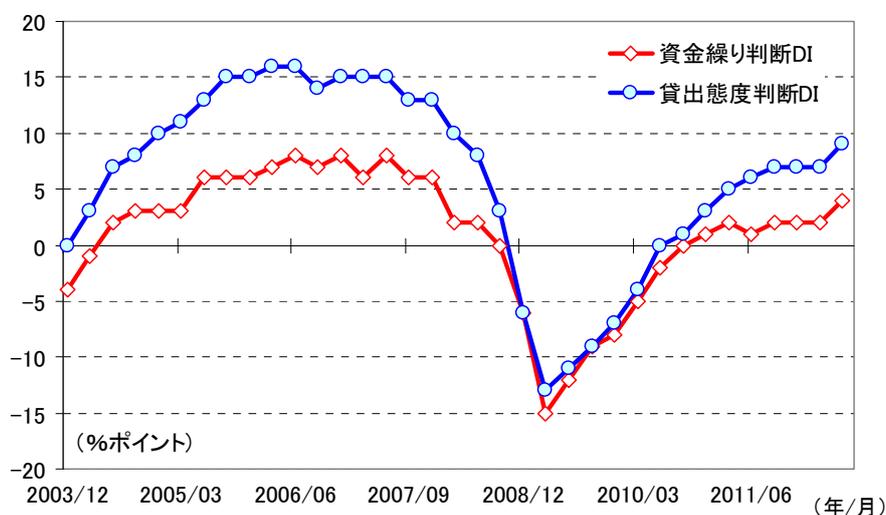
- 日本銀行から全国企業短期経済観測調査（2012年6月）が発表された。当該調査の企業金融の項目をみると、企業の資金繰り判断DIは4%pt、金融機関の貸出態度判断DIは9%ptと、どちらも前回の3月調査から2%ptのプラスとなり、企業の資金繰り環境の改善が窺える結果となった。借入金利水準判断DI（最近）は-6%ptと前回から2%ptマイナスとなった。
- 一般的に企業の資金繰り環境の改善が確認できる内容であった。売上高計画が前回調査時より上方修正されており、企業の資金繰りに対する見通しに好影響を与えているものと考えられる。
- 企業規模別にみると、大企業より中堅企業・中小企業の改善幅の方が大きく、各種の中小企業金融支援策が浸透してきていることが窺える。また、堅調な復興関連需要などを背景に、特に非製造業に改善がみられた。
- 2012年6月に行われた府省庁版事業仕分け（行政レビュー）において、中小企業金融支援策に対して「抜本的改善」との評価が下された。具体的にはセーフティネット保証について2012年度後半に指定業種を見直すことが挙げられている。2013年3月末には複数の中小企業金融支援策が期限切れを迎える。2012年後半から2013年にかけて、ソフトランディングできるよう慎重な舵取りが求められる。

1. 良好だった企業の資金繰り環境

(1) 資金繰り判断DI、金融機関の貸出態度判断DI はともに改善

日本銀行（以下、日銀）から全国企業短期経済観測調査（以下、短観）の2012年6月調査の結果が発表された。資金繰り判断DIは4%pt、金融機関の貸出態度判断DIは9%ptと、前回の3月調査（以下、前回調査）からともに2%ptのプラスとなり、改善がみられた（図表1）。資金繰り判断DIは数値が高いほど「資金繰りが楽である」と回答した社数の割合が高いことを意味し、金融機関の貸出態度判断DIは数値が高いほど「金融機関の貸出態度が緩い」と回答した社数の割合が高いことを意味する。

図表1 資金繰り判断DI、貸出態度判断DIの推移



(注1) 全規模・全産業の値。年月は調査年月。

(注2) 資金繰り判断DIは資金繰りが「楽である」と回答した社数の構成比(%)から、「苦しい」と回答した社数の構成比(%)を減じたもの。貸出態度判断DIは金融機関の貸出態度に関して「緩い」と回答した社数の構成比(%)から「厳しい」と回答した社数の構成比(%)を減じたもの。

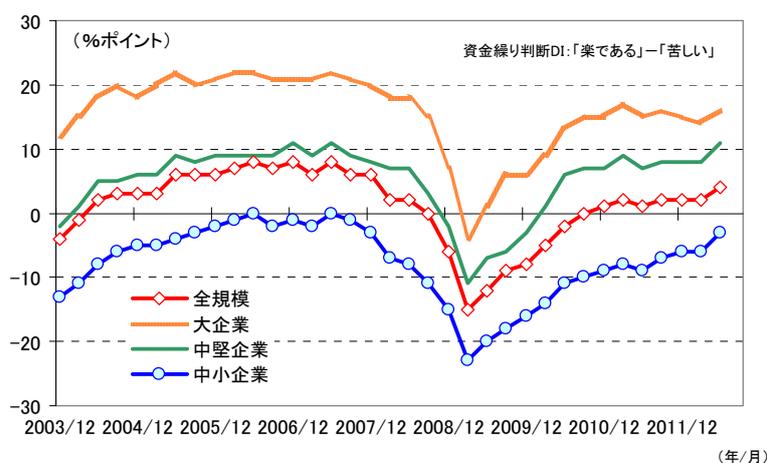
(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より大和総研作成

(2) 資金繰り判断DI

企業の資金繰り判断DIは全体では4%ptと前回から2%ptのプラスとなった。全規模でプラスであり、全体的な改善が窺える結果となった。貸出金利の低下や、金融機関の積極的な貸出姿勢などが継続していることに加え、6月調査の2012年度売上高計画をみると前回調査より上方修正されており（中堅企業・製造業を除く）、これらが資金繰りに好影響を与えているものと考えられる。

企業規模別にみると、大企業より中堅企業・中小企業の変化幅が大きい（改善がみられる）（図表2）。業況判断や売上高見通しの修正率は中堅企業・中小企業より大企業に改善が窺われるため、やや違和感を覚える内容ではあるが、中小企業金融円滑化法や日銀の「成長基盤強化を支援するための資金供給」など、各種の中小企業金融支援策が浸透してきている結果ともいえよう。

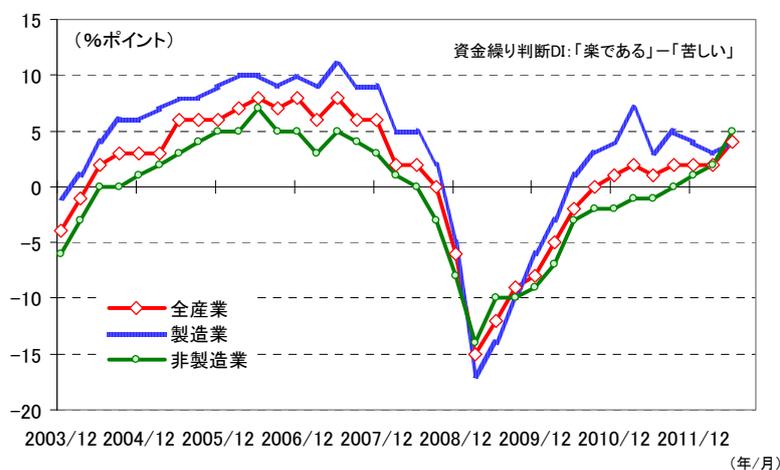
図表2 資金繰り判断DIの推移（企業規模別）



(注) 全産業の値。年月は調査年月。大企業は資本金10億円以上、中堅企業は1億円以上10億円未満、中小企業は2千万円以上1億円未満の企業。
(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より大和総研作成

業種別にみると、非製造業の改善幅が製造業より大きかった（図表3）。復興関連需要などを中心に国内需要が堅調に推移しており、全体的に減速気味である海外経済の影響を相対的に受けやすい製造業との差が出たものと考えられる。

図表3 資金繰り判断DIの推移（業種別）

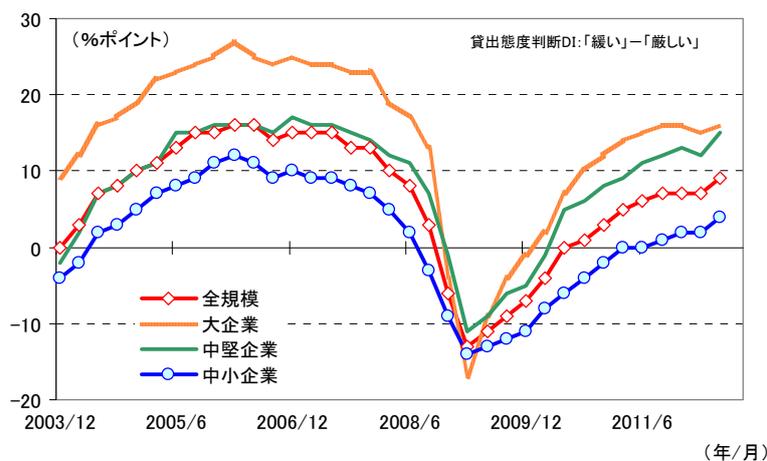


(注) 全規模の値。年月は調査年月。
(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より大和総研作成

(3) 金融機関の貸出態度判断DI

金融機関の貸出態度判断DIは9%ptと、前回の3月調査（以下、前回調査）から2%ptのプラスとなり、改善がみられた。資金繰り判断DIと同様、大企業より中堅企業・中小企業により改善がみられた（図表4）。業種別に関しては資金繰り判断のような差は生じず、製造業・非製造業ともに1%ptのプラスであった。

図表4 金融機関の貸出態度判断DIの推移（企業規模別）

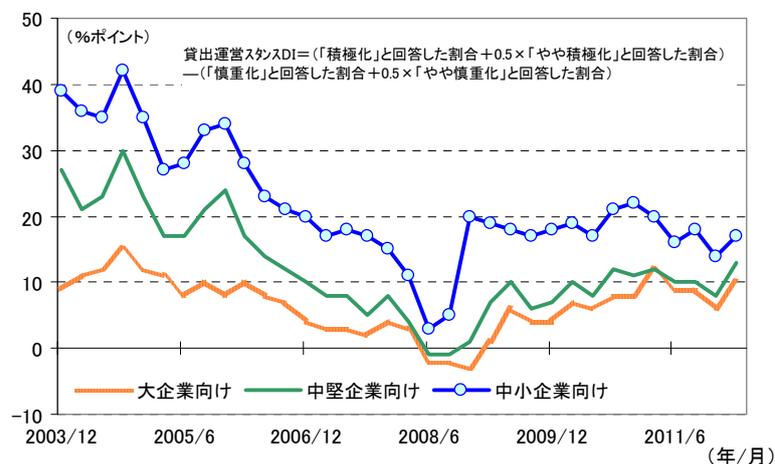


(注) 全産業の値。年月は調査年月。大企業は資本金10億円以上、中堅企業は1億円以上10億円未満、中小企業は2千万円以上1億円未満の企業。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より大和総研作成

なお、2012年4月に日銀から公表された「主要銀行貸出動向アンケート調査」の貸出運営スタンスD.I.（先行き：今後3ヵ月間において、企業向け（規模別）の貸出運営スタンスをどのように変化させるか）からは、大企業・中堅企業・中小企業のいずれの貸出も積極化させる姿勢がみられており、6月調査の結果と整合的であった（図表5）。

図表5 貸出運営スタンスDI（先行き）の推移（企業規模別）

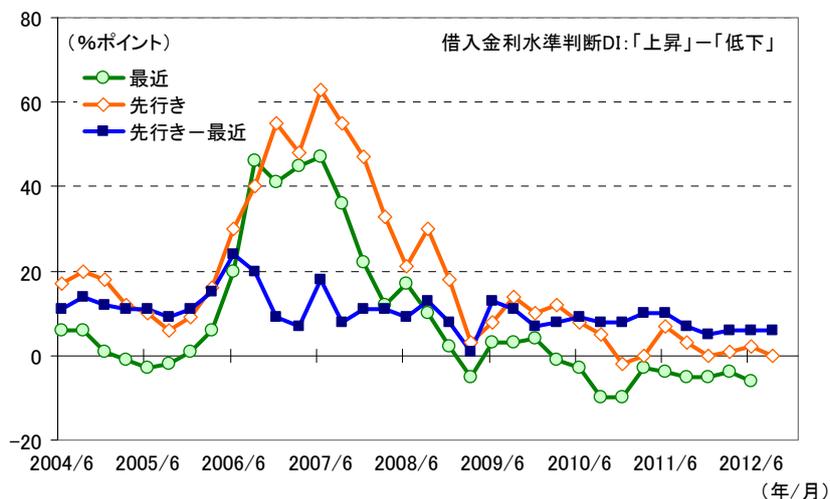


(出所) 日本銀行「主要銀行貸出動向アンケート調査」より大和総研作成

(4) 借入金利水準判断 DI

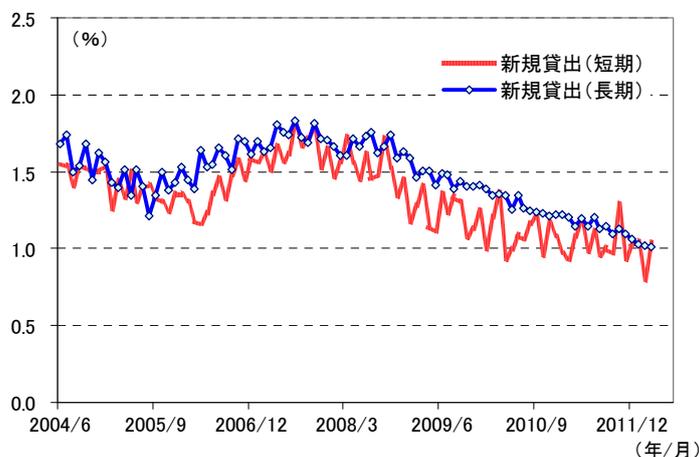
借入金利水準判断 DI (最近) は-6%pt、同 (先行き) は 0%pt と、ともに前回調査から 2%pt 低下した (図表 6)。貸出金利の低下が進んでおり、これを反映した結果となった (図表 7)。

図表 6 新規貸出の約定平均金利の推移



- (注 1) 全規模・全産業の値。年月は調査年月。
- (注 2) 借入金利水準判断 DI は、借入金利について「(3 ヶ月前と比べた) 最近 (回答時点) の変化」および「先行き (3 ヶ月後までの) の変化」について、「上昇」と回答した社数の構成比 (%) から、「低下」と回答した社数の構成比 (%) を減じたもの。数値が高いほど「借入金利が上昇した (する)」と考えている企業が多いことを意味する。
- (注 3) 「先行き」は 3 ヶ月後の予想であるため、グラフでは先行表記している (「先行き-最近」も先行表記)。例えば、2012 年 6 月調査の「先行き」および「先行き-最近」は、上図では 2012 年 9 月にプロットされている。
- (出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より大和総研作成

図表 7 新規貸出の約定平均金利の推移



- (注) 国内銀行の数値。
- (出所) 日本銀行「貸出約定平均金利の推移」より大和総研作成

2. 府省庁版事業仕分けが示唆するもの

(1) 「抜本的改善」と評価された中小企業金融支援策

6月調査は、全般的に企業の資金繰り環境が改善している様子が窺える結果であった。しかし、各種の中小企業金融支援策の継続に黄色信号が灯り始めていることには今後注意が必要である。

2012年6月に行われた経済産業省の府省庁版事業仕分け（行政事業レビュー）では、中小企業関連施策のうち中小企業金融支援に関して「抜本的改善」との評価が下された。中小企業金融支援には、大きくわけて「信用補完（一般保証やセーフティネット保証）」と「政策金融（セーフティネット貸付や特別貸付）」の2つの柱がある。前者は民間金融機関からの借入れの際に信用保証協会が保証を行うことで中小企業の信用力を補完するもの、後者は政策的に必要性が高いと判断される分野や危機発生時に直接（もしくは間接的に）中小企業に資金を供給するものである。

経済産業省のホームページに掲載されている府省庁版事業仕分けの評価結果には「中小企業金融に与える影響を慎重に見極めつつ、特に、信用補完制度が持続可能かつ中小企業の経営改善に資するものとなるよう改善の措置を取ること。」とあり、次の3点について留意するよう付記されている。

- ① これまで信用保証を利用した企業の経営改善の状況の把握等、信用保証が予算に見合った効果が上げられているか、継続的に検証を行うこと。
- ② 金融機関が融資に際して適切なリスクを取るよう、資金繰りや業況を慎重に見極めつつ、セーフティネット保証の全業種指定を早期に見直すこと。また、保証料率や金融機関とのリスクの分担のあり方についても検討を行うこと。
- ③ 低利融資制度は、補完的役割にとどめるべく、諸外国の例も参考にしつつ、不断に制度の点検を行うこと。

②の「セーフティネット保証の全業種指定」とは、セーフティネット保証（第5号）の見直しのことを指す。セーフティネット保証は突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小企業が利用できる保証制度だが、ここでいう“突発的な事由”は、取引先の倒産や災害など、第1号から第8号まで定められており、それぞれ利用できる企業（業種）が指定される（図表8）。

第5号は本来“業況の悪化している業種として指定された業種”に属する企業のみ利用が可能であるが、平成23年度上期以降、東北地方太平洋沖地震などの影響を踏まえ“緊急避難的”に全業種（82業種）に利用を認めている。中小企業庁は2012年3月に2012年度上期の方針（全業種指定の継続）を公表した際、「2012年度下半期からは業種指定を細分類で行う」と表明しており、これまでの運用が見直されることはある程度予想されていたが、府省庁版事業仕分けで指摘されたことで、2012年度下期の指定業種の縮小はほぼ決定したとみてよいだろう。現時点では縮小規模はまだわからないものの、2011年度は東北地方太平洋沖地震が発生しなければ

48業種が指定される予定であったことから¹、この水準まで縮小されることは可能性としてあり得よう。

図表8 セーフティネット保証の概要

	突発的事由	支援対象となる中小企業者
第1号	連鎖倒産防止	民事再生手続き開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者。
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者。
3号	突発的災害（事故等）	突発的災害（事故等）の発生に起因して売上が減少している中小企業者。
4号	突発的災害（自然災害等）	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上が減少している中小企業者。
5号	業況の悪化している業種（全国的）	（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者。
6号	取引金融機関の破綻	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者。
7号	金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者。
8号	金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者。

（出所）中小企業庁ホームページより大和総研作成

（2）2013年3月末で複数の支援策が期限切れに

中小企業に対しては、セーフティネット保証以外にもセーフティネット貸付やマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）、東日本大震災によって被害を受けた中小企業を対象とする東日本大震災復興緊急保証および東日本大震災復興特別貸付など様々な金融支援が行われている²。中小企業金融円滑化法が2013年3月末で失効することはマスコミなどで度々報じられているが、これ以外にも東日本大震災復興緊急保証やマル経融資制度など、2013年3月末で失効予定の施策があり、今後はそれらの延長の可否について検討が行われることになる。

今後、中小企業金融支援策が縮小・廃止されていくことが予想され、2012年後半から2013年にかけて、中小企業の資金繰りに対する心理的不安の増大が懸念される。1998年に中小企業金融安定化特別保証制度が実施された際、一時的に倒産件数が減少したものの、その効果は長続きしなかった（図表9）。当時とは状況が異なるとはいえ、中小企業が新規資金の調達手段として利用している保証制度の縮小・廃止は少なからず影響があろう³。現在は保証制度以外にも複数

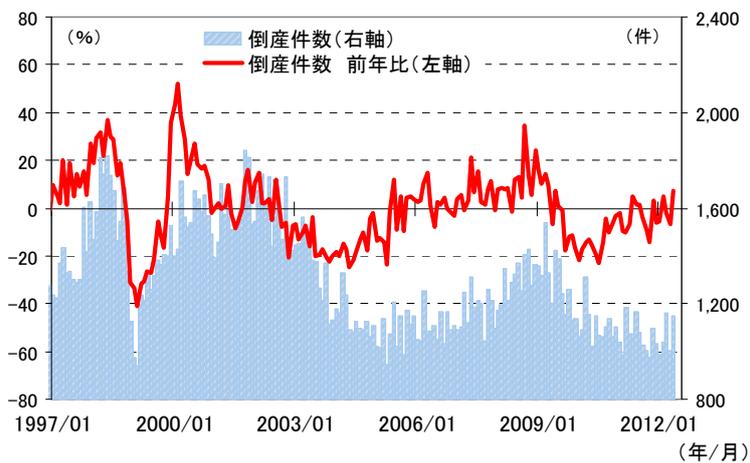
¹ 中小企業庁公表資料「今後の中小企業の資金繰り支援策について」（2011年1月28日付）より。

² 詳細は中小企業白書を参照。（URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>）

³ 中小企業庁によれば、東日本大震災後から2012年6月22日の間の保証実績は、東日本大震災復興緊急保証が1兆8,740億円、災害関係保証が443億円、セーフティネット保証5号が4兆8,209億円となっている（いずれも累計・速報値）。（URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/2012/6W3.htm>）

の中小企業金融支援策が並行して行われており、これらも含めた縮小・廃止にあたっては政策1つ1つの効果を検証し、ソフトランディングとなるよう慎重な舵取りを行うことが重要であろう。

図表9 企業の倒産件数および前年比の推移



(出所) アイ・エヌ情報センターより大和総研作成